

# 大阪地方最低賃金審議会

## 第313回総会

### 議事録

平成27年度

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第313回本審議会議事録

### 1 日 時

平成27年7月30日（木）午前10時40分～同11時35分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出席者

（公益代表委員）

高瀬委員、富田委員、長尾委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井（寛）委員

（使用者代表委員）

近藤委員、中井（正）委員、中野委員、西田委員、古谷委員、吉田委員

（事務局）

中沖局長、高井労働基準部長、谷本賃金課長、古田主任賃金指導官、船間賃金指導官、  
星島賃金指導官、飯田最低賃金第1係長、石田家内労働係長、福谷賃金主任

### 4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正に係る意見について

（2）特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について

（3）平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について

(開会10時40分)

## 古田主任

お待たせいたしました。それでは、ただいまより大阪地方最低賃金審議会第313回総会を開催いたします。

傍聴の皆様は既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、委員全員の方にご出席をいただいておりますので、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、富田会長から議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 富田会長

はい、わかりました。

それでは、議事(1)「大阪府最低賃金の改正に係る意見について」に入ります。

事務局から説明してください。

## 古田主任

ご説明いたします。

最低賃金法第25条第5項に基づきまして、本年7月9日付けにて、大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。そのほか、最低賃金に係る要望書等もございました。

資料5ページからの資料3及び資料4をごらんください。

まず、労働者側からの意見でございます。

前回の第2回の総会で、日本労働組合総連合会大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請といたしまして、大阪府最低賃金を連合大阪リビングウェイジ990円以上に引き上げることや、最低賃金の引き上げに当たっては中小企業の生産性向上に向けて支援施策の拡充を図ることなど、5項目の要請があったことをご紹介いたしました。この資料5ページの3-1は、それに引き続きまして、傘下労働組合、JAM大阪をはじめ52の団体からも同様の意見、要請があったものでございます。

7ページ、資料の3-2は、7月21日付けで、働く女性の人権センターいこ☆るから、大阪地方最低賃金審議会会長宛て、2015年最低賃金の大幅な引き上げについての要請があったものでございます。大阪府最低賃金を1,400円以上に引き上げること、最低賃金の周知徹底、履行、違反根絶のため万全の措置をとることなどを求めるものでございます。

9ページ、資料3-3は、7月23日付けで、全大阪労働組合総連合から、大阪地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。大阪府最低賃金を早期に1,000円に到達させる視点で改正額の審議をすること、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を求めるものでございます。

なお、全大阪労働組合総連合の傘下291の労働組合からも同じ内容の意見書が出ております。

資料11ページの3-4は、7月23日付けで、全国一般労働組合大阪府本部から、中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善をめざし大阪府最低賃金1000円以上の実現を求める意見書の提出があったものでございます。内容は、大阪府最低賃金を早期に時給1,000円に到達させる視点で改定額の審議をすることや、最低賃金の日額、月額設定を復活させることなどを求めるものでございます。

なお、傘下の27の労働組合及び2つの企業からも同じ内容の意見書が出ております。

12ページ、資料の3-5でございます。7月23日付けで、生協労連大阪府連合会から、大阪府地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府最低賃金額時給1,000円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。内容としましては、最低賃金の拡大した地域格差を早急に解消すること、全国一律で最低生計費を保障する最賃制度を確立すること、流通・小売業のパート、アルバイトなどの非正規労働者の実態を踏まえ、時給1,000円以上の最低賃金を求めるものでございます。また、傘下7団体から同様の意見書が出ております。

次に、17ページ、資料3-6は、7月24日付けで、関西合同労働組合から、大阪地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金額に関する要望書の提出があったものでございます。日本の最低賃金は世界の主要国と比較して余りにも低く、最低賃金は家族の維持を含む生活賃金であることを踏まえれば、時給1,500円とすべきことを求めるものでございます。

次に、使用者側からの意見でございます。

21ページの資料3-7、これは、7月24日付けで、一般社団法人大阪タクシー協会から、大阪地方最低賃金審議会会長宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見書として提出があったものでございます。内容といたしましては、最低賃金額は平成19年から毎年大幅な引き上げが続いているが、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとってはその影響が大きいこと、中小企業が大部分を占めるタクシー業界では、景気回復やアベノミクス効果を実感できる状況ではなく、最低賃金の引き上げについては慎重な審議を求めるものでございます。

また、労働団体等からの最低賃金に係る要請についてでございますが、本年度第1回の総会で、全国一律時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請といたしまして、全大阪労働組合総連合、全国労働組合総連合取り扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことをご紹介いたしました。23ページの資料4-1並びに25ページの資料4-2は、それに引き続きまして、同様の内容で新たに21の団体と1,751筆の個人署名が提出されたものでございます。

また、昨日、日本共産党大阪府議会議員団から、大阪労働局長及び大阪地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金の大幅引き上げ等についての要望書が提出されましたので、本日、別途配付させていただいております。内容としましては、時給1,000円をめどにした最低賃金の大幅引き上げ及び最低賃金引き上げのための中小企業支援を政府に求めるものでございます。

以上でございます。

## 富田会長

ただいまの説明に対して、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 富田会長

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正について、直接意見聴取を行います。  
事務局から説明してください。

## 古田主任

ご説明いたします。

本日の意見聴取につきましては、7月9日の本年度第2回、312回の総会におきまして決定されましたとおり、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員にご選任いただきました5名の方の意見聴取を行うこととなっております。

## 富田会長

それでは、5名の方からご意見をお聞きすることにいたします。

発言時間はお一人5分程度にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

意見聴取については、事務局で進行をお願いいたします。

## 古田主任

はい、わかりました。

それでは、まず、労働者側陳述人のA様にお願いをいたします。どうぞこちらのほうにお越しく  
ださい。

それでは、A様、よろしく願いいたします。

## A 陳述人

労働者側陳述人のAと申します。

本日は、意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

私は、スーパーマーケットでパートナー社員として勤務しており、家族は主人と中学3年生の娘との3人家族です。会社では、基本契約時間給838円に加えて、加算給95円がついて、時間給933円で働いています。1日7.5時間、週37.5時間勤務で、月額給料は総額14万円、そこから社会保険料や税等を差し引きされますと、手取りは11万円になります。主人も非正規労働者ですので、毎月16万円稼げるのが精いっぱいの現状です。家族の生きていくための生活費に毎月20万円は最低必要だと思います。毎月ぎりぎりの生活を送っていますので、夫婦の老後や子供の将来のための貯蓄などできるわけがなく、もしどちらかでも病気やけがで働けなくなったらどうしようと、毎日が不安になります。

パートタイマーは家計を補助できればいいという方がほとんどでしたが、世間では、パートタイマーの方が家族を養っている方も増えてきています。実際に、私の収入も家族を養っていく上で主となっております。それでも、私はまだまだ恵まれているほうで、職場の仲間には、シングルマザーで2人の子供を抱え、短時間勤務でしか働けない状況の方や、両親の介護のために離職をして、思うように働けない環境の中で不安は募るばかりだと、話を聞いております。私の両親も主人の両親も80歳をとともに超え、何とか細々と年金暮らしで生活をしています。今はまだ介護というまでには至っていませんが、だんだんと弱ってきていて、病院の送迎や薬代にもお金がかかり、私のパート収入から出

ていっているのが実情です。これからこの先のことを考えると、老老介護になっていくのかと不安な気持ちでいっぱいになってしまうのです。

非正規労働者は2,000万人を超えて、年収200万円以下の労働者は1,100万人となっています。大阪府最低賃金838円で、年間2,000時間働いたとして、年収167万円、ワーキングプアとされる年収200万円に届きません。

私が勤務するスーパーは、大阪最賃と同じ時間給で、わずかながら昇給する制度があります。それでもぎりぎりの生活です。労働組合がない会社や未組織の従業員は、生活の苦しさを訴える場もなく、地域別最低賃金が引き上がることしか望みがありません。

また、生活保護給付は、働きたくても働くことができない方々のセーフティーネットとして必要です。しかし、一生懸命働いているのに、余暇の楽しみもない生活があってはならないと思います。ここにおられる皆様に、働く人が報われる、将来に不安のない生活が送れるということを視点を審議いただくことをお願いします。

本日は、感謝を申し上げ、私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 古田主任

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、労働者側陳述人のB様をお願いをいたします。

それでは、B様、よろしくお願ひいたします。

お手元にお配りしております黄色の冊子でございますが、それがこの陳述に関しましての資料でございますので、ご参照ください。

## B 陳述人

大阪府最低賃金額時給1,000円以上を直ちに実現し、誰もが安心して働き、生活できる賃金制度の確立を求める意見陳述。

私は、柏原市で平成2年から学童保育指導員をしています。全国では、公務職場の非正規職員はおよそ100万人と言われ、大阪府内の自治体関係職場では、大阪労連調査で3万5,000人を超えています。18自治体で非正規が4割から5割を占めて、非正規職員なしに公務職場は成り立たない状況です。

柏原市でもその例外ではなく、全ての職員が一丸となって地域住民の暮らしを、福祉を支えています。私は、学童保育指導員として、ようこんな小さい子をほって仕事に行くわと後ろ指を指されながらも歯を食いしばって生活を支える保護者、キャリアとして頑張る全ての保護者など、働く人を支えるこの仕事と、何よりも目の前の子供たちの日々の成長する姿に喜びを感じて25年間勤めてきました。

ですが、市内10小学校17学級のそれぞれの現場を任される責任のある立場にありながら、臨時職員という身分で都合のいいように使われ、明日採用する職員も25年務めた私と同じ時給900円です。その状態が当たり前のようにされています。平成24年から27年の間に、大阪の最低賃金は786円から838円へ52円引き上がりました。でも、4年間、900円のまま据え置かれているのが柏原市の実態です。他市では、最低賃金ぎりぎりの職員について、引き上げによって改善が図られます。しかし、この賃金では生活の見通しが立たない、結婚できない、若い職員もすぐにやめてし

まうといった要求に対して、最賃違反はしていないと開き直す当局が多くあります。

ことしの4月から学童保育は、子ども・子育て支援新制度によって、開設時間の延長や開設日数、6年生までの受け入れ拡大など、制度の拡充は進められています。子供の貧困、虐待、学力の格差、過度な競争など、生きづらい社会の中で、子育て支援が必要な保護者の願いに応えるためには、とりわけ現場で働く指導員の資質、専門性の向上と、継続して働き続けられることができる処遇の改善が必要です。

昨年度、年間286日の開設で、有給休暇以外は休まず仕事をした私は、年収、基本給900円で129万円、夜7時までの延長保育の時間外勤務分20万円合わせて149万円でした。社会保険と税金を納めて手元には100万円足らず、それで生活していけるはずがありません。官製ワーキングプアは私たちを指している言葉だと、いつも思っています。

また、扶養の範囲内に縛られる余り、休暇で収入を調整する指導員がふえています。現場の体制や保育に支障を来すことがあります。職員の賃金が低いために、子供たちや保護者の権利を侵害するような公的な事業はあってはいけないと思っています。若い指導員がこの仕事に夢を持って仕事に打ち込めるよう、社会に自立できるだけの最低賃金額にしてください。まずは、早急に1,000円以上にしようお願いします。そのための積極的な審議をよろしくお願いします。

最後に、全国・全産業一律最低賃金制の確立を求めます。政府には、公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等などの改正の実行を求めています。どうかようよろしく願いいたします。

以上で、陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

## 古田主任

どうもありがとうございました。

それでは、次に、労働者陳述人のC様をお願いをいたします。

それでは、C様、よろしく願いいたします。

## C 陳述人

今日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

このような場でお話しする機会を与えられたことを本当にうれしく思っております。ありがとうございます。

一労働者として、また、若者の立場から最低賃金についての所感を述べさせていただければと思います。

大学を卒業して以来、私は主に派遣社員として、これまで10社ほどの会社を転々と渡り歩いてきました。それは、私自身が長期的に従事する仕事を嫌悪していたがために起こった結果ではなく、あくまでも契約期間の都合により、また、先方の事情により長期的に就業できなかったという結果です。

仕事をしようと思えばすぐに仕事のできたこの数年間を考えれば、私のケースは非正規社員の中でもまだよいほうに入りますが、それでも、時給や労働時間に左右される立場ゆえに、決して経済的に安定していたというわけではありません。

これまで、時給1,000円以上の場所で働いてきましたが、就業時間が6、7時間程度のものが多く、交通費や昼食代を差し引けば、日給が5,000円を切ることも多々ありました。月給で換算

しても15万円足らずになるほどです。月々の家賃代、光熱費、通信費、食費、社会保険料を差し引けば、あつという間になくなります。

それでもまだ体が自由に動くうちは、月々の支出が増えたとしても後で取り戻すこともできますが、事故や病気で多額な医療費がかかるようになってきたらどうでしょうか。また、万が一、何らかの事情で働けなくなったら、そう思うと、不安は否めません。もはや非正規社員にとって時給というものは、正規社員における待遇も包括したものになっているんです。

もちろん長引く不況の中で、使用者がより安く使える人材、会社の都合で自由に切れる人材を求める理由もわかります。収入が限られている中でできる限り支出を減らそうと節約に徹するという理屈は、限られた収入の中でやりくりする私たちも同じです。しかし、今後、私たちの生活はどうなっていくのでしょうか。ずっと満足に貯蓄もできないまま、神経をすり減らしながら生きていかなければならないのでしょうか。

正社員を1人雇う代わりに、業務を細分化させ、それぞれの業務に非正規を充てがうという手法をとる企業が増えれば増えるほど、また、そのように取りかえ可能な物品のような扱いをされていけばいくほど、結果的に私たち一人一人の非正規社員が働く時間は制限されていき、それが結果として給与にも反映されていくのです。ただでさえ私たちの生活は氷の上を歩いているようなものですから、今回の議論の焦点になっている856円という額でも、まともな生活が送れるというわけではありません。

私は、これまで時給1,000円以上で働いてきましたが、それでも生活は楽になったことはありません。将来的に結婚や出産を考えても、かかる費用を考えたら、到底無理です。非正規社員の雇用の不安定さ、セーフティーネットの不十分さを考えれば、最低賃金は1,000円以上でもいいんじゃないかとさえ思います。

就活によって、正規社員の職を得ることが難しくなっている中、10年前、20年前とは就職状況も違っている中で、非正規のポジションについていることは、果たして私たち自身の能力不足、自己責任ということになるのでしょうか。病気や家庭の事情があって非正規を選ばざるを得ない人も、シングルマザーとして働かざるを得なくなった人たちも、それは運が悪かったからということで済まされていいのでしょうか。

話が広がりましたが、時給と労働時間によって私たちの生活は支えられているのであり、だからこそ最低賃金は人間らしい生活を保障する額に見合っていなければいけないのです。私たちにとっては、それはセーフティーネットそのものなのです。

ご清聴、ありがとうございました。

## 古田主任

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、使用者側陳述人のD様をお願いいたします。

この陳述に関します資料、資料の27ページ、資料5として添付しておりますので、ご参照ください。

それでは、D様、よろしくお願いいいたします。

## D陳述人

それじゃ、私のほうから意見陳述をさせていただきます。

私はビルの建物管理の会社の部長です。私は45年間この仕事をしています。ここにも書いてますけども、45年間の中で、この数年だけです。私どもの会社で最低賃金が変わるごとに従業員の賃金を変えないかんという時代は初めてです。この4、5年だけです。それまでの約40年間は、最低賃金が変わっても、変更になっても、私どものほうはそれ以上に賃金を払ってましたから、何も考えなかった状態でした。ただ、この数年間、この陳述の中にも書いてあるとおり、平成18年の712円から昨年の838円までの間で、17.7%、126円アップしてます。その間、これはいろいろご意見はあるだろうと思いますけども、国税庁の調査では、この同時期に勤労者の年収は下がってます。

私どものほうは、当然、何によって収入を得てるかといいますと、各ビルの持ち主さんからの清掃の委託料です。当然、その委託料については、ここにも書いときましたように、相場によって変動していきますもんで、委託料は必ずしも毎年上がるわけじゃありません。しかも、決定は全て入札です。私どものほうは、約7割が官公庁物件を持っています。それで、毎年あるのか2年に1回か3年に1回は別として、とにかく入札で決定します。そのことで委託料が変わってます。ですので、委託料が上がっていかなければ、私どものほうは、ひたすら自分が持っているお金を少しずつ出していく以外にないわけです。ですので、この間で、経営状態は年々悪くなってます。

ですので、皆さん方にぜひお考えいただきたいと思いますが、私どものようなビルの清掃業を請け負ってる会社というのは、皆さん方余りよく知らないだろうと思います、けども、全国には、後で言いますが、ビル管理の業界団体で何千社とあって、その何千社の調査でも、大変それぞれの会社は困ってると。現実には、この合同庁舎だって同じことです、ここで働いてる清掃員の人は、恐らく毎年の入札で、必ずしも、しかも、それは上がっていくわけじゃない。ですので、単に賃金がそれによって指定されるだけじゃなくて、雇用問題すら発生しとるわけです。そういう業界の中で、私どもは生き抜いておると、こういうことです。

ですので、ぜひとも、私どものほうのことを考えていただけるなら、最低賃金はそんなに、私も賃金が上がるということ自体に反対してるわけじゃない、けども、支払い能力がなかなか出てこない、ですので、そのことをご理解いただいて、できる限り最低賃金の引き上げは押さえていただきたい、このように考えています。

先ほど言いましたように、私のほうは、役所関係というか、官公庁物件が約7割、売り上げの7割を占めてますので、その契約書の中には当然、委託料の改定、中途改定の案件というような項目が契約書の中に書いてあります。ですので、私どものほう、常に最低賃金が変わったんだから少し考えてほしいと、契約は途中やけどもということは話をしますけども、そのことについては、何の返答もありません。私は45年間おりますけども、最低賃金が契約の途中で上がって、料金が改定になったという話は聞いたことないです。

それで、当然、去年の4月の消費税が変わった、あの時点では、フリーパスでアップはしました。ですので、ああいう件、それから、建物の増改築があれば、増の場合はふえるだろうし、建物が少なくなれば、これは下がります、委託料は。そういうことで、常に、今年も恐らく中央の最賃審議会の目安の中には、官公庁の発注する民間委託については必ず契約の中途であっても考えていかないかんというのは、もう数年間、載ってあります。けども、私どもが取引きしてる役所関係は、そんなことは何も知りませんわ。何も考慮はしない、こういうことになってますので、私ども非常に厳しい条件になってます。

最後に、先ほど言いましたビル管理の業界団体で、この数年間の最低賃金の改定について、約70%の企業は改定に伴って賃金を改定してます。改定していたのということは、基本的には最低賃金で雇用してるということです。改定してます。そのことで、法律ですから、当然守っていくということで賃金改定をしようと思えますけども、しかしながら、そのことは、先ほど私が言うたように、私どもでもそうですけども、お金が有り余ってて、ないしはお客さんのほうが、ビルの持ち主が上げてくれて上げるわけじゃないですから、当然利益は減っていったるわけですが、先ほども言いましたけども。

先ほどの調査でも、この中に資料も入れてありますけども、どうなってるかというのと、利益は減ると。どないしてるかと言うと、合理化してるというような回答が出てます。合理化するというのはどういうことかと、皆さん方、お考えやと思います。合理化するということは、契約料金が変わらず、筒いっばいでやって、合理化するということは、現場で働いてる清掃労働者、清掃従事者の頭数を考えると、勤務時間数を考えるとかということ、減らすということです。そういうことをすれば、当然、最賃がアップしても、そのまま上がらないということでクリアしていったら。こういうのが実情であります。

こういう業界は、全ての、100%と言うていいほど、お役所の建物は全て民間の、私どもの清掃会社が入ってます。この建物だっけ入ってると思います。ですので、私は、払っていきける範囲内であれば、何も最賃が上がっていくのは問題ないとは思いますが、しかしながら、このまま続いていくということになれば、やはり私どものほうの従業員の中には、65歳を超えた人が約半数おります、約半数。最高は75歳の人を雇用してます。ですので、その辺の人のことと、やっぱり、一般の、65歳未満の人は少し最賃についての考え方を変えたほうがいい、そろそろ考えたほうがいいんじゃないかとちょっと思ってます。

ですので、皆さん方、我々の業界、そういうことも考えていただいた上で審議をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

## 古田主任

どうもありがとうございました。

それでは、最後に、使用者側陳述人のE様にお願いをいたします。

では、よろしく申し上げます。

## E 陳述人

使用者側陳述人のEです。

私のほうからは、今審議されてます最低賃金改定に対しまして、大幅な引き上げについては反対する立場から意見陳述をしたいと思えます。

大阪府の地域別最低賃金については、平成19年から、23年を除いて、2桁の大幅な引き上げが続いております。過去5年にかかわる最低賃金引き上げの過程においては、中小企業の生産性と関係ない引き上げを行って来ます。中小企業の支払い能力を超えた大幅かつ急激な引き上げが5年間行われてきました。特に、平成20年の最低賃金法の改正により、生活保護との整合性を図ることになって以来、毎年、生活保護費の上昇を起因とする最低賃金の引き上げが実施されてきました。そこには、この法に規定する地域別最低賃金の原則であります通常の事業の賃金支払い能力は考慮されていませ

ん、この5年間。そうと思わざるを得ないということです。

本年も政府の日本再興戦略のアクションプランにおいて、持続的な経済成長に向けた最低賃金の引き上げのための環境整備を図るため、最低賃金の引き上げに努めるとうたわれています。事実、そのような中、もう皆さん、新聞紙上でわかっていると思いますけど、7月29日、地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会の小委員会から、全国平均で最低賃金を18円、大阪府については19円という大幅な引き上げが、これ、4年連続です、2桁のね、というところでもあります。

もちろん、業種の違いにより、最低賃金に対する対応も違ってくると思いますので、資料3の21ページにも意見書がありますが、大阪のタクシー業界の現状について申し上げたいと思います。

タクシー業界では、大阪に限らず、平成14年の規制緩和によりまして、新規参入、増車が進み、著しい供給過剰に陥りました。加えて、当時も今も同じですが、長期的な総需要の減少が続いていることから、乗務員の労働条件が悪化しました。厚生労働省の賃金構造基本統計調査においても、平成26年の大阪のタクシー運転手の年間賃金は約294万で、全産業の労働者の賃金561万に比べ、大きな乖離があります。

このようなことから、平成21年6月に規制緩和による負の部分の改善するために、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化並びに活性化に関する特別措置法が全会一致で制定され、大阪府下全域が特定地域になりました。そこで、主に事業者の自主的な取り組みとして、減車です。すなわち、大阪府下で全体の21%に当たる3,400台余りの減車を行いました。しかしながら、これでも供給過剰の解消に、そうやって業界としてそういう供給過剰解消に努めてきたんですけども、いまだに満足のいくような状況に達しておらず、労働条件の改善は道半ばというようなところが現状です。そういうことから、平成25年11月に同じく特別措置法が改正され、昨年1月から施行され、労働条件の改善に向けたさらなる取り組みの強化が図られているところでもあります。

タクシー事業は労働集約産業であり、他産業に比べて必要経費に占める人件費の割合が非常に大きいです、約72%。そういう中で、それは石油の値段が上がったとかいろんな問題もあります。それはおいといて、そのため、最低賃金の引き上げは、経営を大きく圧迫することにつながり、労働条件の改善に向けて努力してきた今までの努力が水泡に帰することになります。

また、タクシー業界は、事業場外労働であります。賃金において歩合制をとっております。このため、労働時間の把握が非常に難しいこと、それから、拘束時間と実労働時間との乖離が見受けられます。また、水揚げの額によって最低賃金を下回ることもあり得ます。1時間に初乗り距離1回なら、それは当然、680円ですから、下回ってるわけです。

また、タクシーの運転手は、平均年齢が非常に高く、年金受給者も多くいます。したがって、最低賃金を考えるとき、この年金との整合性をやはりしなくちゃいけない業界だと思います。それに関連しますが、最低賃金については、生活保護との整合性を図るという趣旨ならば、最低賃金を計算する際には、賃金に年金を加算する可能性、そういうのを考慮されるべきだと思います。

加えて、タクシー業務については、最低賃金の減額の特例許可のご検討もご配慮いただきたいと考えております。

いろいろ述べさせていただきましたが、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、大阪府民の生活がより豊かになることは、府民全員とひとしく願うところでもあります。当協会におきましても、強くそれは願望するところではありますが、4年連続2桁というか、先ほどのD陳述人も言われましたように、非常に経営を圧迫して失業者を生む可能性が非常に多いと。大阪のタクシーのほと

んどが赤字経営です。

そういうことも含めまして、最低賃金の引き上げは、生産性が向上して、事業の賃金支払い能力に余力が生じて初めて可能になるものと考えております。当協会としましては、審議会におきまして、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条、これを、その趣旨にご斟酌を賜り、また、大阪のタクシー業界の現状を理解いただくとともに、特に中小企業の経営状況を十分に考慮していただけますようお願い申し上げます、意見陳述を終わります。

今日はどうもありがとうございました。

## 古田主任

どうもありがとうございました。

それでは、意見陳述は以上でございます。

会長、よろしく願いいたします。

## 富田会長

ただいまの意見陳述に関して、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 富田会長

それでは、地域別最低賃金専門部会の委員の皆様におかれましては、ただいまの意見についても十分ご留意の上、審議をしていただくようお願いいたします。

それでは、地域別最低賃金専門部会の日程について、事務局から説明してください。

## 古田主任

それでは、今後の地域別最低賃金専門部会の日程につきまして、ご説明をいたします。

資料の1をごらんください。

第1回目は7月22日に既に開催済みでございます。第2回目を、明日、7月31日金曜日午後2時から、3回目を8月4日火曜日午後1時から、第4回目を8月5日水曜日午後1時半から、そして、予備日といたしまして、第5回目を8月6日木曜日午前9時からの開催予定としております。

事務局といたしましては、早期発効を目指し、8月6日木曜日午前11時から開催を予定しております今年度の第4回、314回総会におきまして、ご答申をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

## 富田会長

ただいまの説明について、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 富田会長

なお、意見陳述をされた方及び随行の方はここで退席していただいても結構です。どうもありがとうございました。

それでは、議事（２）「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

大阪府塗料製造業最低賃金外 6 件の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、7 月 9 日の総会において局長から諮問を受けたところです。

7 月 22 日に開催された第 2 回特別小委員会での審議結果を、特別小委員会委員長の服部委員から報告してください。

## 服部特小委員長

それでは、特別小委員会における審議結果についてご報告いたします。

資料 6 の報告書をごらんください。

改正決定の申出のありました特定（産業別）最低賃金 7 業種のうち、特別小委員会で改正決定の必要性を審議いたしました、塗料製造業、鉄鋼業、機械・金属製品製造関連産業、自動車・同附属品製造業の 4 業種全て、改正決定の調査審議を行うことを必要と認める旨、全会一致で合意しましたことをご報告申し上げます。

以上です。

## 富田会長

ありがとうございました。

服部委員から報告いただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

（ な し ）

## 富田会長

それでは、塗料製造業、鉄鋼業、機械・金属製品製造関連産業、自動車・同附属品製造業の 4 業種の特定（産業別）最低賃金については、特別小委員会委員長の報告のとおり、改正決定の調査審議を行うことを必要と認めるということで取りまとめたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（ 異 議 な し ）

## 富田会長

異議なしということで、それでは、塗料製造業外 3 件の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申を行います。

事務局は答申文案の用意をお願いいたします。

## 谷本課長

答申文案につきましては、用意ができておりますので、これから配付させていただきます。

(事務局は、答申文(案)を各委員に配付する)

## 富田会長

答申文案について、事務局で読み上げてください。

## 船間指導官

それでは、読み上げさせていただきます。

(案)

平成27年7月30日

大阪労働局長 中沖剛殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、平成27年7月9日付けをもって最低賃金法第21条に基づき、貴職から諮問のあった最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の最低賃金について、改正決定の調査審議を行うことを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

大阪府塗料製造業最低賃金

大阪府鉄鋼業最低賃金

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金

以上でございます。

## 富田会長

この内容でご異議はございませんか。よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 富田会長

それでは、局長に答申します。

(会長から答申文を局長に手交する)

## 富田会長

それでは、今後の手続について、事務局から説明してください。

## 古田主任

それでは、ご説明いたします。

7月9日の第2回総会におきまして、改正決定の必要を認めるとの結論に達しました業種につきま

しては、あわせて調査審議をお願いするとの局長諮問がなされておりますので、ただいまご答申をいただきました4業種につきまして、改正決定の専門部会を設置するため、本日付けで各業種の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示、それから、関係労使からの意見聴取の公示をそれぞれいたします。

専門部会委員の候補者の推薦に関する公示の締切日は8月7日の金曜日、関係労使の意見聴取の公示の締切日は8月14日の金曜日とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

その後、委員の任命手続を経まして、各業種の専門部会を開催していただくこととなります。よろしく願いいたします。

## 富田会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 富田会長

それでは、議事(3)「平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について」に入ります。  
事務局から説明してください。

## 谷本課長

ご説明申し上げます。

本日午前10時から中央の最低賃金審議会総会の中で、目安小委員会から報告のありました内容につきまして、採決等がとられているかと思うんですが、先ほど情報が入りましたところによりますと、午前11時過ぎにその総会が終わったということでございますが、目安小委員会の報告内容どおり答申されたかどうかちょっとわからない、未確認の状況で、連絡を入れておるところなんですが、そういったことで、今、手元のほうには答申文が届いてきておりません。ということですので、直近の地域の専門部会の中でご紹介、伝達させていただきたいと思っております。

以上でございます。

## 富田会長

ただいまの説明でよろしいでしょうか。特にご質問ございませんか。

## 井尻委員

明日の専門部会で伝達いただけるということでよろしいですか。

## 谷本課長

はい。

## 富田会長

その他、労働者を代表する委員から何かございますか。

( な し )

**富田会長**

使用者を代表する委員から何かございますか。よろしいですか。

( な し )

**富田会長**

次回の総会は8月6日木曜日、午前11時から開催を予定しておりますので、委員の皆様方にはよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の議事録署名につきましては、労働者を代表する委員は井尻委員、使用者を代表する委員は中井委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局から何かありますでしょうか。よろしいですか。

( な し )

**富田会長**

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会11時35分)